

PTA活動前に安全対策を
しっかりとしましょう。

今年も昨年に引き続き、コロナ禍でPTA活動が中止されることが多いためか、災害報告が少ない状況でした。コロナ禍で、本来は年間活動計画にはないが、急遽計画された活動中に事故が起こった場合は対象になるのかとの問合せが多くありました。この場合も、PTAの主催または共催行事として位置づけることができるならば、見舞金給付の対象となります。事故が発生したとき、まずは、一報ください。

夏休み明けにアンケートを実施しました。ご協力ありがとうございました。

回収率 教頭：89.6%、会長：70.6%
給付会アンケート結果 (表の数値は学校数)

問1 給付会の存在を知っていますか？

	教頭	会長
知っている	462	324
知らなかった	13	50
計	475	374

問2 傷害に対し給付があることを知っていますか？

	教頭	会長
知っている	458	320
知らなかった	17	54
計	475	374

問3 賠償に対し給付があることを知っていますか？

	教頭	会長
知っている	390	255
知らなかった	85	119
計	475	374

問4 昨年度中に傷害・賠償事故はありましたか？

	教頭	会長
あった	8	8
分からない	72	169
無かった	395	197
計	475	374

問5 給付会手引(冊子)はありますか？

	教頭	会長
ある	441	308
見当たらない	34	66
計	475	374

※「手引」が見当たらなかった学校(教頭先生)に、後日1部を追加送付しました。

アンケート結果から、賠償に対し、給付があることを知らなかったとの回答が多く、周知方法を考えていかなければと思っています。

例年、「賠償責任に関する報告書」で多いのは、PTA環境整備活動中の草刈り機による、飛び石が校舎の窓や扉のガラスを破損したり、置いてある車を傷つけたりの被害です。

作業前に車を移動させたり、建物の窓ガラス破損を防ぐネットでの防御をしたりなど、安全

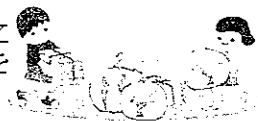


対策はしっかりとできていますか？

資源回収において、使用した車を傷付けてしまった、ドアノブを壊してしまったなど、車に関しての損害賠償についての問合せが多くありますが、車(軽車両を除く)の使用に伴う対人賠償、対物賠償はすべて免責となっています。

見舞金給付は、PTA活動に参加するための往復途上の災害について対象としていますが、自動車等の利用による交通事故には給付しません。また、電車・バス・貸切の乗り物等での交通災害も対象としません。

いづれにしても、安全に気をつけて活動し、事故を防ぐようにしましょう。



災害報告は至急！

「災害報告書」が遅れて届くことがあります。規程では、災害発生日から1ヶ月以内に提出となっています。給付申請書についても、規程より遅れて届くことがあります。提出は、治療完了後1ヶ月以内、または災害発生日から180日経過後1ヶ月以内となっています。それぞれ期限を守って早めに提出してください。

特に「賠償責任に関する報告書」は至急提出ください。報告が遅くなり、対応に困ることがあります。

「賠償責任補償」については保険会社に委託しているものであり、支払事由に該当するかどうかは、内容によって判断されるものです。事故が起きたならば、すぐに事務局まで連絡をしてください。

「賠償責任補償」について

岐阜県PTA連合会が加入している「PTA賠償責任保険(管理者賠償責任保険)」は、PTA管理者が被保険者となっています。PTA活動中に起こった損害賠償事故といえども、PTA会員個人や児童生徒の行為に起因する賠償責任は含まれません。PTA管理者に、法律上の賠償責任が生じた場合に支払われます。

『PTA24保険』への加入を！

「子どもによる自転車の交通事故」が多く発生しています。自転車側が原因の人身事故も増加傾向にあります。充実した補償の『PTA24保険』への加入を是非ご検討ください。

昨年度から、学校から借りた楽器やタブレット等の借用物も保険の対象となりました。

(詳細については、取扱代理店(株)ワイズ ☎ 058-248-0033 へお問い合わせください。)

お知らせ

◆ 右のQRコードから岐阜県PTA連合会のHPを開き、見舞金給付会の給付規程をはじめ、災害発生時の報告・申請に関わる書類等、詳細をご覧ください。



◆ 県PTAのHPから今まで発行された「給付会便り」を見ることができます。